

生駒市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成28年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月26日

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 下村晴意

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

2 監査の実施期間

平成29年9月12日（火）～同年10月19日（木）

3 監査の対象

生駒市デイサービスセンター幸楽の指定管理者である社会福祉法人生駒市社会福祉協議会における平成28年度指定管理業務

当該業務を所管する福祉健康部高齢施策課における指定管理者の指定及び指導等に係る事務

4 監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

5 指定管理者の概要

(1) 名称 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会

(2) 主たる事務所 生駒市元町1丁目6番12号

(3) 法人設立 昭和47年12月19日

(4) 組織 役員は、会長1名及び副会長2名を含む理事8名、監事2名をもって構成されており、他に評議員会等を置く。生駒市デイサービスセンター幸楽の管理運営（指定管理業務）には職員24名（社協職員4名、嘱託職員1名、臨時職員19名）が

あたっている。

- (5) 目的等 生駒市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化させることにより、地域福祉を推進することを目的とする。この目的を達成するため、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会定款第2条に定める事業を行う。

6 指定管理業務等の概要

(1) 管理施設の概要

高齢者福祉の増進を目的に設置された施設であり、65歳以上の高齢者、40歳以上65歳未満の介護保険法第2号被保険者又は通所利用を行う身体障がい者で、身体上や精神上的の障がいがあるために、日常生活を営むのに支障がある人に、入浴サービスや食事の提供、移動や排せつなどの介護、介護方法の指導や助言、機能回復訓練、レクリエーションなど日帰り介護を行うことを目的としている。

施設名称	生駒市デイサービスセンター幸楽
所在地	生駒市北新町3番1号
設置年月日	平成11年12月1日
定員	35名
構造、規模等	建物の構造：鉄筋コンクリート造り3階建て 延床面積：772.77㎡ (1階) 事務室、一般介助浴室、特別浴室、個別浴槽、脱衣室、トイレ、ドライエリア、更衣室(男子用、女子用)、相談室(1、2)、寝台用EV11人乗り、玄関ホール、機械室、湯沸室、ポーチ、風除室、プラットホーム、滅菌庫 (2階) 調理室、食堂兼機能回復訓練室、和室(7.5畳)、ワーカーステーション、リネン室、トイレ、テラス、ホール、前室

(2) 指定管理業務の範囲

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) デイサービスセンターの運営(介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する通所介護事業その他市長が必要と認める業務)
- (イ) 施設の使用許可、使用許可の取消し等に関する業務

- (ウ) 施設の利用の禁止又は制限に関する業務
- (エ) 施設使用料の徴収に関する業務

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 空調機器保守点検業務
- (エ) 消防用設備等保守点検業務
- (オ) 自動扉開閉装置点検業務
- (カ) 電気設備保安管理業務
- (キ) エレベーター保守点検業務
- (ク) 特殊建築物等定期報告調査業務
- (ケ) 浴室・ボイラー設備保守点検
- (コ) 植栽の管理
- (サ) 軽微な補修・修繕
- (シ) その他設備等保守点検業務

ウ その他施設の管理に関し必要と認める業務

(3)平成28年度指定管理業務等について

指定管理者に対するヒアリングによると、本指定管理施設において、以下のとおり指定管理業務等を行っている。

- | | | |
|----|------------------------|--------------|
| 1階 | 地域包括支援センター | (指定管理者の受託事業) |
| | 居宅介護支援事務所 | (指定管理者独自の事業) |
| 2階 | デイサービス(通所介護)事業 | (指定管理業務) |
| | 訪問介護事業 | (指定管理者独自の事業) |
| 3階 | AM: デイサービス(介護予防通所介護)事業 | (指定管理業務) |
| | PM: パワーアップ PLUS 等 | (指定管理者の受託事業) |

事業報告書によると、下表のとおり要介護認定者、要支援認定者及び総合事業対象者を対象に、送迎、食事及び入浴等の通所サービスを行った。

○通所介護事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
要介護1	人数	14	13	14	16	16	15
	回数	128	114	121	127	131	125
要介護2	人数	15	15	15	14	14	15
	回数	145	145	138	140	126	143
要介護3	人数	4	4	4	5	6	4
	回数	44	41	49	53	58	50
要介護4	人数	10	9	9	11	11	11
	回数	98	94	93	104	111	104
要介護5	人数	2	3	2	3	3	3
	回数	35	36	23	36	35	33
合計	人数	45	44	44	49	50	48
	回数	450	430	424	460	461	455

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要介護1	人数	17	14	17	18	20	19	193
	回数	125	117	116	138	159	189	1,590
要介護2	人数	13	11	10	11	10	10	153
	回数	113	82	70	81	99	97	1,379
要介護3	人数	7	8	7	7	6	6	68
	回数	71	74	73	53	39	53	658
要介護4	人数	10	8	10	10	11	10	120
	回数	82	71	84	83	105	94	1,123
要介護5	人数	4	4	4	4	4	4	40
	回数	47	46	48	41	39	45	464
合計	人数	51	45	48	50	51	49	574
	回数	438	390	391	396	441	478	5,214

○介護予防通所介護事業・第1号通所介護事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
総合事業 対象者	人数	1	2	1	0	0	0
	回数	4	8	4	0	0	0
要支援1	人数	7	5	4	5	6	7
	回数	26	21	14	22	21	26
要支援2	人数	21	21	22	21	19	19
	回数	140	126	153	139	118	115
合計	人数	29	28	27	26	25	26
	回数	170	155	171	161	139	141

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合事業 対象者	人数	0	0	0	0	0	0	4
	回数	0	0	0	0	0	0	16
要支援1	人数	7	6	4	4	4	4	63
	回数	22	18	14	14	14	16	228
要支援2	人数	19	20	18	19	19	20	238
	回数	126	126	113	104	114	146	1,520
合計	人数	26	26	22	23	23	24	305
	回数	148	144	127	118	128	162	1,764

このほか件数は少ないが、障がい福祉サービス事業を実施した。

○自主事業

- ・ふれあい援助事業
- ・排せつ無料相談(ミニむつき庵いこま)
- ・要介護者及び家族交流事業(salon de kouraku)

(4) 指定管理料及び利用料金等について

業務の実施に対し、指定管理料等の市からの支出はない。地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、施設利用者が支払う利用料金(生駒市老人デイサービスセンター条例において規定する。)を指定管理者が収入することにより指定管理業務を実施している。

(5) 指定管理者の指定について

- ・指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び生駒市老人デイサービスセンター条例第6条の規定に基づき実施されている。
- ・条例の規定のとおり「老人デイサービス事業に関し市内において実績を有する社会福祉法人」を対象として、5法人に対し、平成27年8月11日付で指定管理者を募集する旨お知らせを郵送した。なお、「生駒市デイサービスセンター寿楽」についても、同時期に指定期間が終了するため、同時に指定管理者指定の手続を行った。

応募にあたっては、説明会への参加を必須条件とし、1事業者(現指定管理者である社会福祉法人生駒市社会福祉協議会)が説明会に参加した。申請書類の提出については、平成27年9月17日を期限に定めた。

- ・応募した1事業者(社会福祉法人生駒市社会福祉協議会)を対象として、「生駒市デイサービスセンター幸楽及び寿楽指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置された、生駒市デイサービスセンター幸楽及び寿楽指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会(委員5名)が、「基本的な考え方、事業計画、事業実績」の

選定評価基準に照らし合わせて、申請書類による審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、当該審査委員会が定めた基準を上回っていることを確認したうえで、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会を指定管理者候補者に決定している。また、指定管理者候補者の選定結果（評価項目、評価結果）については、市のホームページにおいて公表している。

- ・指定管理者候補者については、平成27年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としている。

7 平成28年度年間施設利用状況（平成28年度モニタリング結果より）

	目標	実績
要支援者・要介護者等	8,000人	6,988人
通所型介護予防	2,880人	2,252人

8 指定管理経費の収支状況

項目	決算額	主な内容
介護報酬収入	42,036,166	要介護者に係る介護報酬(国保連合会)
介護負担金収入	5,935,162	利用者(要介護者)負担の介護報酬
介護予防報酬収入	9,544,192	要支援者等に係る介護報酬(国保連合会)
介護予防負担金収入	1,220,358	利用者(要支援者)負担の介護報酬
食費収入	4,368,400	利用者の給食実費負担金
その他の利用料収入	207,664	
受託事業収入	15,971,000	市の委託事業(パワーアップ PLUS 教室事業及び家族介護教室)
その他の収入	35,700	
収入合計	79,318,642	
人件費支出	54,547,310	
事業費支出	17,287,648	給食費、水道光熱水費、諸謝金(市の事業パワーアップ PLUS 教室の指導員等)
事務費支出	9,071,344	保守委託費、その他委託(清掃等)、修繕費 1,656,003 円
その他の支出	227,093	
支出合計	81,133,395	
事業活動資金収支差額	-1,814,753	(収入合計－支出合計)

※通所介護事業の修繕費に充てる目的である指定管理者の基金積立資産を1,583,643円取り崩し、修繕費に充当した。

※指定管理業務、自主事業、受託事業の区別はない。

9 平成28年度備品の購入について

市は介護浴槽等の備品を6,998,400円で購入した。これは、指定管理者から要介護度が高い者のため必要であるとの要望を受けて、指定管理者の直近の収支が赤字であったことも踏まえ、当該備品が基本協定書第27条に定義する施設、設備、機器等であるとして、協議のうえで、市が全額を負担した備品である。

10 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、以下のとおり、改善等が必要であると思われる点が見受けられたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき措置を講じられるとともに、その講じられた措置を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、事務局職員から担当職員等に直接指導を行った。

(1) 指定管理者の指定

指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒市デイサービスセンター一幸楽及び寿楽指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会の審査結果表等関係書類を確認した結果、指定管理者の指定手続はおおむね適正に行われているものと認められた。

しかし、当該審査委員会の委員の一人は、生駒市社会福祉協議会の副代表という利害関係人であるところ、本市の「指定管理者制度に関する指針」によると、審査委員会の委員に利害関係人を含むときは委員を変更する等の措置を要するが、市は措置をしていなかった。今後は、指定管理者制度に関する指針を遵守されたい。

なお、当該委員の審査結果を除いても、審査委員会の結論は変わらない。

(2) 指定管理施設の利用状況について

本指定管理施設において、指定管理者は、指定管理業務のほか市が委託する業務や指定管理者独自の事業を実施している。しかし、委託契約書等に本指定管理施設の利用に関する記載は無く、施設全体の利用を指定管理者の裁量に委ねていたことにより、建物の使用に関する法的根拠が不明確となり、指定管理業務とその他の業務の区別が難しい状況であった。また、このことは、指定管理業務の収支報告が他の業務と一体的に報告されていたことと関連すると考えられる。

については、建物の使用に関する法的根拠の整理を図るとともに、指定管理者に対する市の管理監督が適切なものとなるよう、委託契約書等の内容を精査されたい。

(3) 基本協定書について

基本協定書の履行状況を確認したところ、事業計画書、月次報告書、事業報告書及びモニタリング報告書を除いて指定管理者は協定に基づく文書の提出をしていなかった。これは、開所以来同じ指定管理者が管理運営しており、

基本協定書の見直しをしないまま、協定を遵守していないことについて、市から一切指導がないことから問題無いと指定管理者が考えていたこと等によるものであった。

市と指定管理者の双方において、基本協定書は、代表者が押印した遵守すべき文書であるという認識のもと、協定に基づいて、事業を推進されたい。

(4) 事業計画書及び事業報告書について

事業計画書の内容は、欠落している部分があり、極めて簡素であった。また、事業報告書には、指定管理業務のみならず指定管理者の法人全体の収支が記載され、指定管理業務と自主事業と受託業務の区別がないにもかかわらず、市は指導をしなかった。

事業計画及び事業報告を疎かにすると、目標の達成状況等の検証が困難になりかねない。今後、指定管理者は指定管理業務に関する事業計画及び事業報告を適切に作成し、市においてはその報告内容を分析し、適宜指導されたい。

(5) 市の関与について

上記(2)、(3)及び(4)の指摘事項のとおり、市の指導は不十分であったといえる。これは、平成11年の開所以来現在に至るまで現指定管理者が管理運営していたこと等により、市役所内で指導のノウハウが蓄積できなかったことが原因と考えられる。

については、適切に指定管理者を管理監督し、相互に理解を深めるため、事業計画及び事業報告について定例的な協議の場を設定し、指定管理業務について適切に記録されたい。また、担当課において、少なくとも事業実績、資金収支及び施設の修繕計画の進捗状況を把握されたい。

(6) 備品購入に係る協議記録について

平成28年度において、協議により備品を購入したとのことだが、このことに関する協議記録がなかった。また、負担割合の考え方や基本協定書記載のリスク分担の適用について、市と指定管理者において見解の相違がある。本指定管理施設は老朽化しており、一定の改修が必要となるばかりか、備品設備の更新も含め、多額の支出が見込まれる。今後、計画的に改修を進めるため、適切に協議記録を残し、負担のあり方について、継続的に協議をされたい。

(7) 未収金の管理について

介護サービスの利用者が利用料金を滞納した場合における徴収及び督促について、指定管理者において一定の工夫がみられるが、督促等に係るマニュアルを整備していなかった。指定管理者自身の収入に関することではあるが、公平性の観点から、基準等を設けて適切に債権管理をされたい。

(8) 指定管理者の委託契約について

給湯器等に係る保守点検業務について、指定管理者は、「設置業者の系列業者であり、瞬時の対応が可能である」ことを理由に和歌山県の業者と契約し

ている。しかし、小規模な当該業務を実施できる業者が他にいないとは考えられない。また、和歌山県の業者が、瞬時に本指定管理施設におけるガス事故等に対応できないことは明らかである。

については、施設の安全管理のため、適切な業者に委託されたい。